農林水産大臣 吉 川 貴 盛 様

平成30年の異常気象等に伴う 農業経営救済に関する要請書

北 海 道 当 別 町

平成30年の異常気象等に伴う農業経営救済を求める要請書

現在、異常気象が要因で多発している豪雨により日本中は甚大な被害を 受け、今なお復興のめどが立たない状況にある。

北海道においても6月中旬から1か月続いた長雨や9月5日に上陸した台風21号、さらには台風上陸の翌日に発生した平成30年北海道胆振東部地震はこれまでにない未曾有の災害をもたらし、今も本道全域に大きな衝撃を与えている。

当別町においても、6月中旬の長雨・低温・日照不足は減収を招く生育不良を全作物に誘発し、さらに台風21号は、切り花主産地である本町を直撃し未収穫ハウスを倒壊させ大きな被害を残した。

しかし、このような状況の中においても、今後の営農に向けて復興活動を進めているところであるが、高額な資材の調達や被害を受けた農産物の収穫皆無に伴う資金不足に陥り、規模縮小など営農意欲の衰退が心配されている。さらに、畜産農家においては、飼料用作物の生育不良で餌の確保ができず、餌不足に対する不安が大きくなっている。

また、このほど発生した平成30年北海道胆振東部地震のもたらした影響は大きく、大規模停電によって農産物集出荷貯蔵施設の稼働が全て停止 し、営農に係わる燃料の供給も不能となる事態に陥った。

これらの事を踏まえ、これまでの一連の災害は激甚に匹敵する災害と認識し、農業経営の負担軽減に向けた措置等を講じることが必要である。

よって、北海道及び国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 営農資金確保のため、水田活用の直接支払交付金及び産地交付金並びに農業共済金の交付時期を早めるための措置を講じること。
- 2 補助事業等制度資金運用の要件緩和や低利資金の融通措置を講じる こと。
- 3 度重なる一連の災害によって既存の土地改良事業が遅延されることのないよう、充分な予算を確保すること。

- 4 天候不順により、自給飼料確保への懸念が広がっていることから、代替粗飼料の確保等に向け、万全な措置を講じること。
- 5 北海道全域に及んだ大規模停電について、万全な再発防止策を講じること。

平成30年9月19日

当別町長 宮 司 正 毅